

第3回 東京都児童福祉審議会本委員会  
議事録

1 日時 令和2年1月27日(月) 18時30分～20時31分

2 場所 都庁第二庁舎 31階 特別会議室27

3 次第

(開会)

1 報告

東京都の施策動向について

2 議事

(1) 社会的養育推進計画(案)について

(2) 子供・子育て支援総合計画及びひとり親家庭自立支援計画の推進状況等について

(3) 新たな専門部会の設置について

(閉会)

4 出席委員

松原委員長、柏女副委員長、秋山委員、朝比奈委員、石川委員、泉谷委員、磯谷委員、大木委員、大竹委員、加茂委員、川上委員、斉藤委員、式場委員、白川委員、鈴木委員、高橋委員、都留委員、西村委員、野田委員、藤岡委員、宮田委員、山下委員、山本委員、横堀委員、米原委員、藤井委員、武藤委員、渡邊委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿

資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

資料3 令和2年度東京都予算案の概要(抜粋)

資料4-1 東京都社会的養育推進計画(案)の概要

資料4-2 東京都社会的養育推進計画(案)

資料4-3 専門部会での意見をもとにした対応

資料5 東京都子供・子育て支援総合計画の改定について

資料6 東京都ひとり親家庭自立支援計画の改定について

資料7 新たな専門部会（児童相談の在り方に関する抜本的改革の検討）について

開 会

○少子社会対策部計画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから今期第3回の東京都児童福祉審議会本委員会を開会させていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、当審議会の事務局の書記を務めさせていただいております少子社会対策部計画課長の新倉でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

まず、委員の方の本日の御出席について御報告させていただきます。

本審議会の委員数は、現在、臨時委員を含め38名でございます。本日、御出席とお返事をいただいている委員が28名、所用のため欠席とお返事いただいている委員が10名でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。少々到着が遅れていらっしゃる委員の方もいらっしゃいますが、それ以外の方は皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

次に、お手元配布の会議資料の御確認をお願いいたします。

本日は、会議次第に記載してございますとおり、資料1から資料7までの資料を御用意してございます。御確認いただきまして、万が一、資料の不足等がございましたら、適宜、事務局職員にお声がけいただければ対応させていただきます。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録につきましては、東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

また、御発言に際しましては、マイクスタンドにありますボタンを押してから御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、まず議事に先立ちまして、福祉保健局理事の後藤から御挨拶申し上げます。

○福祉保健局理事 ただいま紹介いただきました福祉保健局で少子高齢化対策担当の理事をしております後藤と申します。本来であれば、福祉保健局長がこちらに参りまして御挨拶申し上げるべきところですが、所用により欠席させていただいておりますので、私のほうから一言御挨拶申し上げたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、さらにはこのような夜の時間帯にかかわらず、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、日ごろから、東京都の児童福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様、御案内のように、平成28年の児童福祉法等の改正によりまして、子供が権利の主体であるということでありまして、子供の家庭養育優先の原則が明記されました。この理念のもと、国は平成29年8月に、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」をとりまとめておりまして、現在、都道府県に対して、「家庭養育優先の原則」を徹底し、子供の最善の利益の実現を求めるため、既存の推進計画を全面的に見直して、新たな社会的養育推進計画の策定を求めているところでござい

す。

こうした動きの中、都では、昨年1月に本審議会におきまして、この社会的養育推進計画の策定に資するよう、専門部会を立ち上げさせていただきました。委員の皆様方それぞれの専門的な立場から御検討をお願いしてきたところでございます。この間、松原委員長、さらには柏女副委員長をはじめ、委員の皆様には大変精力的に御議論をいただきましたことを、心から感謝申し上げます。

本日は、専門部会で8回にわたって御議論いただきましたテーマも含め、東京都社会的養育推進計画の全体案をお示しさせていただきました。本年度末、3月末の計画策定に向けまして、御意見を賜りたいと存じます。

また、第2期の子供・子育て支援総合計画、さらには第4期のひとり親家庭自立支援計画につきましても、同じく今年度末の策定を目指しておりまして、それぞれの会議で議論を行ってきておりますが、本審議会の委員の皆様方にも御意見を賜りたいと思っております。

さらに、本日は新たな専門部会の設置につきましても御相談をさせていただきたいと考えております。詳細は後ほど、事務局より御説明を申し上げますけれども、こちらにつきましても、どうぞよろしくお願ひいたします。

東京都の児童福祉の向上・発展のためには、委員の皆様方の知識や知見に基づく様々な御意見を頂戴して、東京都の施策に生かしていくことが重要と考えてございます。今後とも、特段のお力添えを賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部計画課長 それでは、以降の進行につきましては、松原委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○松原委員長 改めまして、よろしくお願ひいたします。

今日は今期第3回目の東京都児童福祉審議会本委員会となります。委員の皆様方には、遅い時間、また、これから天候が下り坂というような予報が出ておりますが、そういった中、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

早速でございますが、次第に沿って進めてまいりたいと思っております。

まず、報告事項になります。東京都の施策動向について、事務局から御説明をお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 計画課長の新倉から御説明させていただきます。資料3をご覧いただきたいと思っております。

資料3は、1月24日、先週金曜日に発表いたしました令和2年度の東京都予算案の概要のうち、我々少子社会対策部に関連する記載の部分を抜粋した資料となっております。

資料の下にページが振ってありますが、4ページをお開き願ひますでしょうか。

「令和2年度予算の主要事項」ということで、ⅠからⅦまで、7つの事項に分けて、

東京都の予算案が紹介されております。その中の「I 誰もがいきいきと活躍できる都市」の中の「子供にやさしい社会の実現」のところにつきまして、簡単に新規事業・拡充事業を中心に概要を御説明させていただきます。

4 ページに予算額と記載がありますとおり、「子供にやさしい社会の実現」については2,490億円を来年度予算として計上してございます。前年度に比べまして288億円、約13%の増額となっております。

ページをおめくりいただいて、28ページをご覧くださいませでしょうか。「子供にやさしい社会の実現」のうち「妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援」では、来年度242億円の予算を計上してございます。その下に、主な取組が矢印で記載されておりますが、その一番上に「とうきょうママパパ応援事業」とございます。来年度は27億円を計上しておりまして、今年度に比べまして大幅に増額しているところでございます。このページの下段に「とうきょうママパパ応援事業」と囲んであるものが事業内容でございます。「○」の1つ目に書いてありますが、育児パッケージの配布や相談支援体制の構築などを実施する区市町村を支援するというので、もともと「ゆりかご・とうきょう事業」と言っていたものを、今回再構築をいたしまして「とうきょうママパパ応援事業」としているものでございます。

「○」の2つ目に、令和2年度では、産後の家事・育児への支援メニュー等を新たに追加するとともに、1歳の誕生日を目安に子育て支援情報の提供や子育て家庭の状況把握等を行うということで、下の図の中にも、真ん中辺りに「新」ということで、「ファーストバースデーサポート」とございますが、こうしたものも新たに追加いたしまして、従来の「ゆりかご・とうきょう事業」を、大幅に拡充しているものでございます。

右の29ページをご覧くださいませと思います。「多様な保育サービスの充実に向けた取組」ということで、来年度2,145億円を計上してございます。その下に、矢印で事業がいくつか並んでございますが、左に「都民」と書いてある「保育所等における園外活動の支援事業」、またその下には「新」と書いてありますが、新規事業として「保育事業者の事務負担軽減等に関する調査・分析」など、新たな取組も始めるところでございます。

1つ「■」が飛んで「児童養護等の充実」でございます。来年度、102億円の予算を計上してございます。こちらも児童相談所の体制強化をはじめといたしまして、新規事業の「新」とマークがついておりますが、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）事業」を新たにモデル事業として実施をする予定としてございます。

大変雑駁ではございますが、東京都予算案のうち、少子社会対策部に係る部分について、御説明させていただきました。

○松原委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明のありました内容についての御質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件については、御報告を受けたということにいたします。

次に審議に入りたいと思います。本日は、次第にありますとおり、審議事項が3点ありますが、1つ目は「社会的養育推進計画（案）について」になります。これまで、専門部会は、この計画に盛り込む内容のうち、「代替養育を必要とする児童数の見込み」、「里親等への支援」、「施設の機能転換等」、「児童相談所・一時保護所等の改革」について、十分に議論を重ねてきたところでございますが、本日は専門部会で議論してきた以外の部分も含めて、計画の全体案を事務局から説明をしていただいて、皆様方の御意見を伺いたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○少子社会対策部育成支援課長 それでは、育成支援課長の玉岡より御説明いたしたいと思っております。

まず、資料4-1をご覧ください。こちらは、これまでの8回にわたる専門部会と、10月の本委員会においても中間報告をさせていただきましたが、そうした中でいただいた意見等を踏まえながら作成しました計画案の概要をまとめたものでございます。

計画案の章立てごとに整理をしております、「第1章 基本的考え方と全体像」、「第2章 東京都の状況」、「第3章 東京都における具体的な取組」となっております。第3章につきましては、1から7まで項目がございますが、主に里親、施設、児童相談所、こうした分野ごとに、都における具体的な取組を一枚にまとめているものでございます。詳細は、引き続き資料4-2に計画案そのものをつけてございますので、それを用いながら説明をいたしますが、本日、委員の皆様方の御意見を頂戴した後、資料4-1の下にございますように、今月末からパブリックコメントを実施し、広く都民の皆様方の意見も聞きまして、正式な計画としては、3月末に公表をしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料4-2をご覧ください。計画案の主要な点について御説明をいたします。なお、次の資料4-3は専門部会でいただいた主な意見ごとに反映状況等を整理したものでございますので、こちらをあわせてご覧いただければと思います。

まず1ページから、「計画策定の趣旨」、「計画の位置づけ」等について記載してございますが、3ページの「計画の「理念」・目指すべき姿」のところをご覧ください。

理念として、「社会的養護が必要な子供たちに加え、養子縁組成立や家庭復帰後を含めた家庭で生活する子供たちが、生まれ育った環境によらず、家庭や家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できるよう、状況や課題に応じた養育・ケアを行います。」と記載しております。社会的養護だけではなくて、広く社会的養育といった部分を明確に理念として位置づけ、そうした子供たちを含めて、状況や課題に応じた養育・ケアを行っていくということで、理念を位置づけているところでございます。

次に、4ページをご覧ください。一番下の「○」でございますけれども、こうした理念を踏まえまして、目指すべき姿として、都としては2つ記載しております。

まず、①として、代替養育を必要とする児童が、家庭と同様の環境において養育されるよう、数値目標と達成期限を設定した上で、里親等への委託に向けた取組を推進するということ。

また、②としまして、一方で、個別的なケアが必要で、施設で養育が必要な児童もいるということで、こうした児童に対しましては、治療的・専門的なケアが実施できる体制を整備していくということで、位置づけをしているところでございます。

続きまして、6ページからの「第2章 東京都の状況」でございます。

まず、8ページの(3)をご覧ください。現在の社会的養護推進計画の取組を踏まえて、これまでの委託率についてまとめておりますが、東京都の委託率としては上昇傾向でございますが、全国平均よりも低く推移しているという現状がございます。

次に、10ページの(4)をご覧ください。一方で、個別的なケアが必要な児童の割合は、平成21年度の62%から平成30年度は74%に大幅に増加をしているところで、先ほど触れました施設での個別的なケアが必要な児童の割合が増加をしていることを示しているものでございます。

これらを踏まえまして、16ページでございますが、代替養育を必要とする児童数の推計を記載してございます。(1)の東京都の児童人口の推計をベースに、17ページでございます「新たに代替養育が必要となる児童数」、「自立等による代替養育が不要となる児童数」、次の18ページでございます「潜在需要」を推計しており、こうしたものを加味して、19ページでございますが、代替養育を必要とする児童数を推計してございます。10年目、令和11年度には4,698人ということで推計をしております。これは平成30年度の実績3,981人に比べますと右肩上がりになっているということでございます。

また、その下には、措置児童の年齢別構成比率を乗じまして、各年齢区分別の児童数も算出をしているところでございます。

続きまして、20ページをご覧ください。「7 里親等への委託児童数及び委託率の推計」ですが、(1)として、実際に児童相談所に対しまして、過去1年以内に施設に入所していた児童のうち、里親等委託を実施または未実施の状況とその可能性について調査を行ったところを記載してございます。この間、ここにありますように、実際に施設に入所している児童でも、里親等委託が適していた児童もいるということで、「里親等委託が適していた」のところその率が出ております。

また、「里親等委託が適していなかった」としているものについて、(2)のところで調査しておりますけれども、網掛けのところにありますように、「家庭復帰に向けて施設による交流等支援中だった」という児童につきましては、21ページにありますように、フォスターリング機関の配置などの委託促進策を講じることで、委託の可能性があるので捉えまして、最終的に22ページでございますが、(3)の表の右下にありますように、10年目の令和11年度には全体の37.4%について、里親等への委託が

努力によって見込まれるのではないかということで、こういった数字を設定させていただいております。

また、(4)でございますが、これに対応するために将来に向けて必要な里親等登録数としては、平成30年度末時点の全里親登録家庭のうち、委託中の家庭の割合が67%ということをお勘案して、令和11年度には、里親等登録数2,622家庭、現状の849家庭に比べると相当大きな増加になりますが、そうした数の里親等の確保に向けて、東京都としてはこの計画に基づき施策を推進していくということでございます。

続いて、23ページをご覧ください。(1)では、一方で、施設で養育が必要な児童の数を推計しております、それが令和11年度で2,941人。それを踏まえた必要な施設の定員数としては、(2)にありますように、令和11年度で3,151人ということで推計しております。

なお、23ページの一番下のところですが、里親等への委託は推進していきませんが、十分な里親等登録数を確保するまでは、保護が必要な児童の行き場がなくなることをないように施設養育の定員数も十分に確保しておく必要があるということ、ここで記載をさせていただいているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、分野ごとの取組、施策の方向性について、24ページ以降に記載してございます。

施策の方向性としては、まず、「1 家庭と同様の環境における養育の推進」ということで、先ほど申し上げました37.4%という数字を里親等委託率として設定をいたしまして、これを目指して普及啓発、里親登録数の拡大等の取組を推進していくということで記載しております。里親に対する支援、特別養子縁組に関する取組の推進等もあわせて行わせていただくということでございます。

次に、「2 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」ということで、小規模かつ地域分散化の促進、ケアニーズが高い児童に対する専門的なケアの充実、施設の多機能化といったことを記載しております。

また、25ページになりますが、「3 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援」ということで、施設や養育家庭等で生活している児童の自立ということを記載しております。

そのほか、「4 児童相談所の体制強化」、「5 一時保護児童への支援体制の強化」、「6 子供・子育て家庭を支えるための取組」と続きますように、まず全体の方向性をこちらのほうで掲載させていただいているところでございます。

26ページ以降に、それぞれ個別の具体的な取組について記載しておりますが、主要な点を紹介させていただきます。

まず、「1 家庭と同様の環境における養育の推進」のうち、「(1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進」でございますが、背景と経緯の2つ目の「○」ですけれども、国の「新しい社会的養育ビジョン」では、3歳未満、就学期前の児童につ

いては75%以上、学童期以降については50%以上の里親委託率を実現することを設定しております。

一方で、3つ目の「○」になりますけれども、個々の児童に対する具体的な措置につきましては、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではないということを国は述べているところでございます。

そうしたことを踏まえまして、東京都としては、先ほど申し上げたような児童相談所に対する調査結果を踏まえて里親等委託率を設定しているところでございまして、30ページ、31ページがその具体的な内容でございます。

先に31ページを説明いたしますと、数値目標で、里親等委託率、年齢、区分ごとに就学前の児童については50.5%、学齢期以降の児童については33.6%、合計で37.4%ということをして令和11年度までの数値目標として設定いたしております。

そのための取組としまして、30ページの今後の方向性のところですが、まず1つ目の「○」にありますように、フォスタリング業務、具体的には里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親のマッチング、里親への支援といった業務を包括的に民間機関に委託するフォスタリング機関事業を実施して、この数字を目指していくこととしたいと思っております。

また、2つ目の「○」にありますように、特に低年齢ほど愛着関係の形成が重要であることから、この目標値にとどまらず、乳幼児のより積極的な委託に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、32ページの「(2) 里親に対する支援」でございしますが、こちらは先ほど触れたフォスタリング機関の業務もそうですが、現状としては背景と経緯の4つ目の「○」にありますように、東京都としては、平成30年1月から、チーム養育体制を整えて、関係機関が連携しながら専門的な支援を行う体制を整えております。

一方で、現状と課題の2つ目の「○」にありますように、現行のチーム養育体制は様々な機関が重層的に支援を行うメリットがある一方、各機関の役割の違いがわかりにくいというデメリットもあり、一貫した支援体制が求められているというところがございますので、33ページの今後の方向性1つ目の「○」にありますように、まずは養育家庭への社会の理解が深まり、里親が地域及び職場において支援を受けながら養育できるよう、里親制度の認知度を高めるとともに、2つ目の「○」にありますように、フォスタリング業務の体制の構築を図っていきたいと考えております。また、3つ目の「○」にありますように、フォスタリング機関が中心となりながらも、引き続き関係機関が連携しながら体制の強化を図っていくということでございます。

34ページには、これまでの専門部会の御議論も踏まえまして、こちらのフォスタリング機関の実施数につきましても数値目標として設定をしております。この計画自体は令和11年度までの10年間の計画でございしますが、フォスタリング機関については、里親等委託を強力に推進するという観点から、令和6年度までに、東京都の児童相談所

の全ての担当地域でフォスタリング機関事業を実施していきたいと設定をさせていただいております。

続きまして、35ページ「(3) 特別養子縁組に関する取組の推進について」でありますが、背景と経緯の一番下の「○」にありますように、民法の一部改正により、対象年齢が原則6歳未満から15歳未満に引き上げられたことなどもございますので、特別養子縁組については、今後、さらに推進の方向で進めていくということでございます。

一方で、現状と課題の最後の「○」にありますように、民法改正により新たに特別養子縁組が可能となる年齢の児童のケースについて、児童の実親に対する説明を含め、適切な対応が求められること。また、児童相談所長による申立て等が可能になることから、ケースに応じて適切に関与することが求められるということもございます。

こうしたことを踏まえながら、今後の方向性といたしましては、3つ目の「○」にありますように、養子縁組が最善と判断した場合、できる限り新生児のうちに委託を進められるよう、ニーズに対応できる体制を整備し、一層の推進を図っていくということでございます。

また、37ページの最後の「○」のところでは、民法改正を踏まえた、今後の在り方等についての検討も述べさせていただいているところでございます。

また、その下には、評価のための指標として、養子縁組里親の登録家庭数、委託児童数の直近値を、今後のモニタリングの材料ということで設定させていただいているところでございます。

続いて38ページをご覧ください。「2 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」のうち、まず「(1) 施設の小規模かつ地域分散化の促進」でありますが、背景と経緯の2つ目の「○」にありますように、都は国に先駆けてグループホームの設置を促進してまいりました。

現状と課題の1つ目の「○」にありますように、現在、小規模化の状況としては全体の約70%まで進んでいるという状況がございます。

一方で、5つ目の「○」にありますように、「新しい社会的養育ビジョン」においては、全ての施設において最大6名の小規模化・地域分散化、常時2人以上の職員配置の実現を求めているところでございまして、小規模化・地域分散化については課題もあるところでございます。

こうしたことも含めまして、39ページの今後の方向性でありますが、1つ目の「○」で、都としては、施設における家庭的な環境での養育をさらに進めるため、引き続きグループホームの設置を支援していくことを明確にしております。それに当たっては、2つ目の「○」にありますように、地域社会との良好な関係性の構築等についてもしっかりと検討してまいりたいと思います。

次に40ページ、「(2) ケアニーズが高い児童に対する専門的なケアの充実」でありますが、背景と経緯の中で、国の方針としては、できるだけ少人数、将来的には4

人までの生活単位、その単位数も4単位程度までが求められているところでございます。

しかしながら現状と課題にありますように、ケアニーズが高い児童は増加している状況がございますので、施設職員の役割は引き続き求められてくるところでございます。

そうしたことから、41ページの今後の方向性の1つ目の「○」にありますように、職員の配置増、医師や心理士の専門職の配置による支援体制の強化を推進しながら、東京都としては、施設の治療的・専門的ケアの充実を図ってまいりたいと考えております。

また、6つ目の「○」にありますように、都立児童養護施設については、引き続きセーフティネットとしての公的な役割を担うために支援体制を強化していくということで載せさせていただいているところでございます。

また、42ページの「(3)施設の多機能化」ですが、背景と経緯にありますように、在宅子育て家庭や里親への支援、一時保護した児童の受け入れといった施設の多機能化、機能転換が求められているところでございます。

そうしたことから、今後の方向性にありますように、まず里親委託の推進ということもございまして、里親に対する安定的な支援の実施に向けてフォスターリング機関による包括的な支援体制を踏まえながら、支援の充実に向けた方策を検討してまいります。

なお、評価のための指標として、43ページにグループホームの定員数、グループホームの割合、ユニットの状況等の直近値を載せさせていただいているところでございます。

続きまして、44ページをご覧ください。「3 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援の推進に向けた取組」でございまして、まず背景と経緯としまして、東京都は、自立支援コーディネーター、児童自立支援施設の設置等々によりまして、自立支援のアフターケア等を実施しているところでございます。

一方で、45ページの現状と課題の2つ目の「○」にありますように、高校卒業後の大学等への進学率は、全高校生の進学率と比較するとまだ低い水準となっていることなどから、引き続き自立支援に向けた取組も必要と考えております。例えば6つ目の「○」にありますように、自立援助ホームにおきましては、現行の国の職員配置基準では、宿直を含めた勤務ローテーションを組むことも困難になっているといった厳しい状況もございまして、46ページにございまして今後の方向性の中では、2つ目の「○」にありますように、自立支援コーディネーターを介し、入学後も安心して学びを続けるための大学等への支援の引継ぎなど、一人ひとりの進学に当たっての課題解決に向けた取組の推進や、6つ目の「○」にありますように、各自立援助ホームに配置したジョブ・トレーナーの活動の充実を図っていくなどの取組もこちらのほうで考えているところでございます。

評価のための指標として、47ページにジョブ・トレーナー、自立支援コーディネーターの支援対象者数の直近値を載せさせていただいているところでございます。

私のほうからの説明は以上です。

○少子社会対策部家庭支援課課長代理 続きまして、児童相談所の体制強化、それから、一時保護所の関連について、家庭支援課児童相談所運営担当の江口より御説明をさせていただきます。

48ページをご覧ください。まず、「4 児童相談所の体制強化」のうち、「(1) 児童相談所における人材の確保及び育成」ですけれども、背景と経緯の3つ目の「○」にありますように、都の児童相談所における相談件数が年々増加しておりまして、4つ目の「○」にありますように、都としても、平成30年9月に「児童相談体制の強化に向けた緊急対策」を取りまとめたところでございます。

また、5つ目の「○」にありますように、国においては、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を発出しておりまして、令和4年度までに人口3万人に対して1人以上の児童福祉司の配置、児童福祉司2人に対して1人の児童心理司の配置が示されたところでございます。

現状と課題でございまして、1つ目の「○」にありますように、このプランに基づきまして、平成31年4月現在で、令和4年度までに満たすべき政令に基づく配置基準に対して、49ページの上の表にもございますが、児童福祉司が約180人、児童心理司が約110人不足しておりまして、児童虐待の対応力をさらに強化するため、人材の確保、業務の負担軽減を図る必要があると考えております。

49ページ、現状と課題の5つ目の「○」のところにつきまして、児童虐待による死亡事例等が発生しているところでございますが、再発防止に向けまして、「児童虐待死亡事例等検証部会」による検証結果について、児童相談所の対応等に活用する必要があると考えております。

おめくりいただいて、50ページに今後の方向性をお示しさせていただいているところでございます。1つ目の「○」にありますように、特別区の児童相談所設置状況を踏まえながら、児童福祉司・児童心理司の更なる増員を図るとともに、2つ目の「○」にありますように、職員の配置や必要な業務の精査、事務負担の軽減を図ることとしております。

また、下の2つの「○」で、弁護士を活用、医師の活用等、専門的支援の充実にも引き続き努めていきたいと考えているところでございます。

おめくりいただきまして、52ページ、「(2) 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組」ですけれども、背景と経緯の3つ目の「○」にありますように、平成28年の児童福祉法改正により、特別区の政令で個別に指定を受けることにより、児童相談所を設置することが可能になったということで、次の4つ目の「○」にありますように、都はこれまで児童相談所の設置を計画する区と、個別に児童相談所設置計画案の確認作業を実施してきたところでございます。

こういった経緯を踏まえまして、53ページの今後の方向性ですけれども、1つ目の「○」にありますように、市区から児童相談所への派遣研修の受け入れや勉強会の実施

により、市区の職員の人材育成等に協力していくとともに、2つ目の「○」にありますように、個別に児童相談所設置計画案の確認作業を引き続き実施していきたいと思っております。

さらには、4つ目の「○」にあります、都と市区間及び都区の児童相談所間での情報共有も図っていききたいと考えております。

おめくりいただきまして、54ページが「5 一時保護児童への支援体制の強化」でございます。

現状と課題の1つ目の「○」にありますように、相談件数の増加に伴いまして、一時保護所の定員を上回る入所状況が常態化しておりまして、高まる一時保護の需要に更なる対応が必要であると認識しております。

2つ目の「○」にありますように、都では、一時保護所の職員について、国の規定より厚く配置をしておりまして、令和元年度には専門職を16名増員するとともに、職員の補助業務を行う非常勤職員も配置しています。

次の「○」ですけれども、一時保護された児童の権利擁護を図るということで、一時保護に当たっては、子供の意見表明権の保障や行動制限を必要最小限とすることなどの統一的な取組が必要と考えております。

これらを踏まえて今後の方向性ですけれども、1つ目の「○」にありますように、まずは必要な一時保護所の定員を確保するとともに、3つ目の「○」にありますように、アセスメント力や子供の見立てなど、職員一人ひとりのスキルを向上させる必要があると考えておりまして、4つ目の「○」にありますように、児童の権利擁護を図るために、職員への研修等を通じまして、一時保護の理念や対応方法等について、職員への浸透を図りたいと考えております。

また、56ページになりますが、最後、6つ目の「○」にありますように、児童の声を聴くための意見箱を設置いたしまして、児童の意見を受けとめる取組もさらに推進していきたいと考えております。

児童相談所関係については、以上になります。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 続きまして、子供の権利擁護の取組について、子供・子育て計画担当課長の桑田より御説明いたします。

資料は、57ページからになります。前回の本委員会でいただいた意見なども踏まえまして、今後の方向性の部分を中心に説明をさせていただきます。

まず「① 子供から意見を酌み取る方策・子供の権利を代弁する方策」についてですが、58ページ、今後の方向性の1つ目の「○」ですが、主に学校を通じたカードの配布によって行っております「子供の権利擁護専門相談事業」の周知につきまして、前回の委員会でも子供たちに届くような様々なアイデア、例えば動画の配信などといった御意見もいただきましたので、そういったことも念頭に周知方法を工夫、検討をしております。

また、最後の「○」の「子供アドボケイト」につきまして、専門部会の際にも、この導入の必要性について、繰り返し御意見をいただいたところです。ただいま国の動きとして、委託研究事業に加えて、厚生労働省のワーキングチームによる検討が昨年末から始まっております。そのような状況も踏まえながら、都としても導入に向けた検討を行ってまいります。

続きまして、「② 児童福祉審議会の活用」について、59ページの今後の方向性ですが、児童福祉法を踏まえた児童福祉審議会の更なる活用につきまして、子供の権利擁護、意見表明権の確保の観点から具体的な手続や運用方法も含めて検討をしております。

子供の権利擁護に関する説明は、以上です。

○少子社会対策部事業推進担当課長 続きまして60ページ、「(2) 区市町村の子供・子育て支援体制の構築に向けた取組」について、事業推進担当課長の佐瀬から御説明させていただきます。

まず、背景と経緯としまして、1つ目の「○」にありますように、近年の共働きの増加などにより社会による養育支援が求められていること。2つ目の「○」にありますように、具体的には全ての子供と家庭を支援するため、子育て世代包括支援センターや子供家庭支援センターの普及を図るなど、区市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実が求められていること。また、3つ目の「○」にありますように、「ゆりかご・とうきょう事業」により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する区市町村を支援していることなどを挙げております。

次に現状と課題として、1つ目の「○」にありますように、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく必要な情報提供・助言や連携などが必要であること。2つ目の「○」にありますように、子供家庭支援センターにおいては、経験の少ない職員が多いこと。3つ目の「○」にありますように、ショートステイについて、事前の予約制であることから、当日の受け入れが難しい場合があること。さらに、4つ目の「○」にありますように、子育て家庭が抱える様々な課題に的確に対応するため、子供家庭支援に携わる人材の育成が必要であることなどを挙げております。

その上で、61ページの今後の方向性として、2つ目の「○」にありますように、「ゆりかご・とうきょう事業」については再編し「とうきょうママパパ応援事業」として産後の支援の更なる充実等を図るとともに、多胎児を育てる家庭の支援を行っていくこと。

また、4つ目の「○」にありますように、経験豊富な虐待対策ワーカーの配置や、要保護児童対策地域協議会を円滑に開催するための事務支援、平日夕方以降や休日の相談体制の確保に向けた支援を通じて、子供家庭支援センターの体制強化を推進していくとともに、5つ目の「○」にありますように、ショートステイの当日受け入れを可能とする体制整備や、6つ目の「○」にありますように、虐待のおそれやリスクがある場合に、

一定期間、保護者の負担なく児童を養護するショートステイの推進など、区市町村における子育て支援体制の強化に取り組んでいくこと。

さらに、62ページになりますが、7つ目の「○」にありますように、子供家庭支援センターや子育てひろばの職員を対象に、専門性の向上に向けた研修を実施することで、質の向上を図っていくこと等を挙げさせていただいております。

御説明は、以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

続いて、本審議会の副委員長でもあり、専門部会の部会長として、計画策定の検討に向けて御意見の取りまとめをいただきました柏女副委員長から、補足で御説明等をお願いしたいと思います。

○柏女副委員長 この専門部会の部会長を務めさせていただきました副委員長をしております柏女です。今ほど説明がありましたように、昨年から8回の専門部会を開催して、途中1回、昨年10月の本委員会で一度、全体を議論していただくという形で進めてきました。

前回も申し上げましたけれども、基本的には部会として報告書を取りまとめるという形では今回ないということで、いわば部会に意見を求められた事項について種々意見を申し上げるというスタンスでこれまで関わってきました。しかも、全体像の中の主要なところ、大きく3つありますけれども、児童相談所・一時保護所関係、里親・フォスターリング関係、さらには施設の機能関係、この3点に絞って、都のほうから求められたことについて意見を述べるという形で進めてまいりました。

事務局のほうは、我々の意見に真摯に耳を傾けてくださいましたけれども、個々の委員の御発言が十分に取り入れられてないというところももちろんありますし、それから委員間でも意見の温度差があったこともございます。そういう意味では、この社会的養育推進計画は専門部会が取りまとめたものではないということを最初に申し上げておきたいと思います。

例えば、今回の計画の中で家庭養育の目標値は設定されているわけですが、これまでは目標が設定されていた施設の家庭的養護については、引き続き推進するという形での方向性は示されているのですが、数値目標が示されていないといったところでは、個人的にはもう少し設定してもよかったのかなと思うようなところもあります。

そんなふうに、それぞれの委員の方ももちろん御意見がおありだと思いますし、今回出されたものは全体像ですので、例えば児童相談所の機能強化と区市町村の機能強化のところをどうすり合わせができているかどうかといったところでは、もちろん都のほうではしっかりと御議論してくださっているのでしょうけれども、区市町村の体制強化などについては専門部会では議論しておりませんので、そのところに齟齬はないかなど、そういう御意見等をこの本委員会のほうでいただければ幸いかなと思います。

都で全体像について、入念な議論を経ての計画とは思いますが、この場で最後

の御意見も頂戴できれば、今、都のお話にもありましたように、その意見も踏まえて、また修正をし、さらにパブリックコメントを実施するということですので、積極的な御意見を頂戴できればと思います。

私からは、以上です。

- 松原委員長 ありがとうございます。今、柏女副委員長おっしゃったように、資料4-1の一番下を見ていただくとおわかりのように、今日の議論をしますと、その先はパブリックコメントという形になりますので、審議会として議論をしていただく最後の機会にもなるかと思えます。専門部会でも議論されてきたところですが、柏女副委員長からは少し温度差があるものもあったというような御発言もありました。今日この場でも色々と御発言があろうかと思えます。ぜひ積極的な発言をいただきたいと思えます。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

- 鈴木委員 鈴木でございます。専門部会の委員もさせていただきましたので、この計画案に対して特段の意見というか、こうしてほしいというようなことはないのですけれども、この後の施策について要望をさせていただきたいと思えます。

まず、計画案の前半部分、これは数値目標が立てられているということで非常に注目される場所だと思うのです。特に里親等の登録数、委託率は、東京都にとってもかなりチャレンジングな目標の数値になっておりまして、これは関係の皆様のかこれからの覚悟を示すものとして大変すばらしいものと評価できると思うのですが、一方で、10年後の目標が果たしてどれぐらいリアリティがあるのかということでございます。10年後の目標があるのはいいのですが、役人の世界から言うと10年後は遠い将来ですね。

10年後の目標を達成するためには、適切な中間年において評価をして、達成したらそれはそれでいいのですけれども、一方で、達成しなかったらどこがまずかったのか分析して、次の反省につなげる。そういうことがステップとして非常に重要だと思うのです。資料4-1の右の一番下に「中間年を目安として、必要な場合には、計画を見直し」というようなことが書いてありますが、中間年の目標というのはどれぐらいになるのかということがすごく気になる場所です。

いわゆる中間年というと、5年後ですが、これも大分遠いので、もっと刻みを早くして、大体これぐらいまでに、これぐらいであるべきだというような目標を、この審議会では議論できませんでしたが、今後どこかで、そういう議論をすることが大切なのではないかと思っております。検証可能な目標を定めるということが実効性を担保する上では非常に重要なことなのではないかと思えますので、御検討ください。

もう一点、今後への意見なのですが、前半の部分は非常に数値目標を定めて具体的な話になっているのですが、後半の部分、特に児童相談所の体制強化のところは数値目標がないのです。これも現場は非常に人手不足で大変で、なかなか解決策もないという

ことで、悩み深いところで現状こうなっているのだと思いますけれども、これもどこかで数値目標みたいなものを定める。体制強化というのは、予算とか、東京都のコントロールができるところですよ。逆に、ここは本気でやれば達成しやすいというところがございますので、この部分についての数値目標みたいなものも将来的にはあったほうがいいのではないかとということで、その辺りの議論も今後してはいかがかなと思います。

3点目、これで最後のコメントでございますが、振り返ってみて1つ、ちょっと片手落ちだったと思うのは、最後に柏女副委員長もおっしゃっていたように、特別区の児童相談所設置の動きをどう取り入れるか。つまり、数値目標は区の児童相談所の分も含んだ上での数字だと思うのですけれども、そうすると東京都がコントロールできない部分であったりして、数値目標が一体どちらの責任だというようなことに今後なりかねないです。そういう意味では、数値目標を定めることも重要なのですが、区の児童相談所がこれからどんどん立ち上がるという中において、区の児童相談所とベクトルを同一にするとか、目標を共有化して、施策の方向性を一致させるように、協議会とか、そういうものを立ち上げるような、何かそんな芽出しみたいなものがあるのもいいかと思えます。

似たようなものとしましては、待機児童解消に向けて、区市町村長を集めて待機児童対策の数値を話し合う、緊急対策会議を知事が何回かやっていらっしゃったのですけれども、区市町村長を集めるのは大変なので、そうではなくて事務レベルでいいと思うのですが、事務レベルで、区児童相談所と情報を共有したり、目標を共有したり、数値目標をお互いに定めたりというような、そういう体制をつくるための議論みたいなこともどこかで、将来的にはやられたらいいのではないかと思います。

以上、3点でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。特に事務局で答えることでもないかと思っておりますので、意見として受けとめていただきたいと思います。今の、この御発言に対応しての御意見もいただきたいと思いますし、全く別項目でも結構でございますので、ほかにかがでしょうか。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 質問なのですが、先ほどの鈴木委員の最後の御意見と少し関連するのですが、49ページの上に表がありますが、こちらの計算が48ページのほうで、「令和2年度に児童相談所設置予定の世田谷区、荒川区、江戸川区を除く」とありますけれども、この意味というのは、令和4年の政令基準数の計算のところだけ、この3区を除いて計算しているということでしょうか。

○松原委員長 これは、お答えいただけますか。

○少子社会対策部事業調整担当課長 事業調整担当課長の宿岩と申します。

児童福祉司についての国の基準による算定方法は、所管する地域の人口に応じて3万人に1人、4万人に1人と計算することになります。現時点で児童相談所を設置するこ

とが、政令で指定されているところが来年度の3区でございます。この3区につきましては、確実に設置が見込まれるというところから、令和4年度の計算においては、3区の人口を除いた形で計算しているところでございます。

○石川委員 平成31年度のところまでは、その3区を含めた東京都の人口で計算した値ということですか。

○少子社会対策部事業調整担当課長 そういうことでございます。

○石川委員 わかりました。

○松原委員長 それを踏まえて、何か御意見はありますか。

○石川委員 3区で新しく児童相談所を設置するということですが、多分人材がそんなにいるわけではなくて、都と人を取り合うような感じにもなるかと思うのですが、その上で3区を除外して計算するのは結構だと思うのですが、3区の分はどれくらい必要なのかというのも参考値としてあると、東京都全体として人を取り合わなくてはいけない分も含めて、どれくらいの人員が必要なのかというのが見えやすいのかなと思いました。

○松原委員長 ありがとうございます。区のほうも人口割で児童福祉司数等を定めていらっしゃると思いますし、身分変更するわけではないので、例えば先行3区と言われている区を担当していた人たちは、次の東京都としての職場に異動していくので、取り合いにはならないと思うのですけれども。

○石川委員 ただ、区を支援するという形でそちらに行く方もいると思いますので、その分で足りなくなってくるところもあるのかなと思いました。

○松原委員長 現役の児童相談所の方が行くのか、OBの方が行くのかよくわからないですけれども、そこまでは計画には書き込めないですからね。

他にいかがでしょう。

藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 私も臨時委員として専門部会に参加させていただいておりましたので、いろんなことを勉強させていただきました。今日初めて議論の対象になっているような部分もありますので、そういったところを中心にいくつか意見や要望を申し上げさせていただきますと思います。

1つは、3ページにある「理念」についてです。下から2行目に「家庭に近い環境」という文言が出てきますが、これはどういう意味か判然としないのです。その前にあります「家庭と同様の環境における養育」と同じ意味なのであれば、紛らわしい言い方は避けて「優先します」と言い切ればよくて、「家庭に近い」云々というのはなくてもいいのではないかと思いますし、そうではなくて、「家庭に近い環境」というのが児童福祉法で第3順位になっている家庭と同様の環境における養育が適当でない場合の、できる限り良好な家庭的環境、すなわちグループホームを指しているのであれば、第3順位だということも含めて丁寧に書くべきだと思うのですね。この原文だと家庭に近い環境

で、結局、里親委託もグループホームも一緒になって推進されるような印象になってしまうのではないかと思います。この優先順位は理念としては最も大事なところだと思いますので、御検討いただければありがたいと思います。

次に4ページです。これは非常に細かい文言の話で恐縮なのですが、3つ目の「○」と4つ目の「○」が、「しかしながら」でつなげられているのですけれども、ここで「しかしながら」でつなげますと、3つ目の「○」で書かれていることが否定されて、4つ目の「○」にいくような印象になりますので、4つ目の「○」の冒頭は「一方で」などとしていただき、3つ目と4つ目が並列的になるような、そんな接続詞のほうがいいのではないかと思います。これも、御検討いただければありがたいです。

それから、12ページの自立支援の状況ですけれども、ここは施設入所の子供に関する資料だけで里子の資料がないのですね。自立支援につきましては、施設よりも進学率等は若干高かったように記憶していますけれども、里親家庭も決して十分な状況ではなくて、当然、里子たちにも施設の子供たちと同じような支援が必要なのですね。しかしながら、44ページ以降の自立支援の推進に向けた取組の今後の方向性のところも、施設に関する記述がほとんどになっていまして、里子については、46ページの下から2番目の「○」に2行、非常にざっくり記されているだけなので、専門部会でも申し上げましたが、せめてここに、例えばフォスタリング機関や施設のジョブ・トレーナーと連携した里親支援を充実していくなど、そんな文言を入れていただければ少し具体性が出てきてありがたいと思います。

それから、20ページの(2)の一番下の「なお」書き、これは記していただいて大変ありがたいところなのですけれども、今回の試算は色々専門部会で御議論いただいた結論であって、私は大変御努力いただいたと思っていますが、この「なお」書きに記していただいたとおり、このページの表の整理では、例えば重度の障害があったとか、情緒・行動上の問題が著しかったなどの他の項目に該当する子供たちも、条件を整えば家庭で養育されるべきですし、この調査に応じていただいた、それぞれの児童相談所で判断基準にばらつきがある可能性も否定できないので、ここに記していただいたとおりなのですが、他の項目に該当するような子供たちであっても、個別に里親委託の可能性をしっかりと御検討いただければと思います。

次に、31ページの目標値についてです。これも専門部会で議論があったと思うのですけれども、評価のための指標が直近値しか記されてなくて、目標値がないところが多いのですけれども、31ページの里親登録家庭数などは、前のページで、里親とファミリーホームはなかなか分けられないにしても、里親委託率の目標と同時に試算された数字があるわけですから、これを目標値として記してもいいのではないかと思います。これは意見ですから、御検討いただければと思います。

一方で、34ページの目標値は明確に記していただきまして、ありがとうございました。私ども里親側としても可能な限り協力をさせていただきたいと思っています。

最後に、児童相談所についてです。十数年、私も里親をやってきて、現場の児童相談所の皆さんと御一緒にいろいろな経験も積ませていただきました。そういった経験や他の里親たちとも日々交流してきた経験、また、全国のいろいろな自治体や児童相談所、あるいは施設の皆さんとも様々交流している経験を踏まえ、この計画全体の中で、改めて一番心配なのは児童相談所なのです。これもいろんなところで申し上げましたけれども、私は結構悲惨な状況だと思っていますし、職員の皆さんも気の毒な状況に置かれています。私もこの十数年の経験で申しますと、素晴らしい仕事をされた児童福祉司にお会いしたこともあります、ごく一部なのですが、

専門部会では、具体的な事例も若干挙げてお話ししましたが、今の都の児童相談所のソーシャルワークに関するパフォーマンスは、私がかつてから社会的養護を考える前提としてきた児童相談所という機関の果たすべき役割とは、率直に申し上げて結構乖離があると思っています。専門部会でもいくつか意見があったと思いますが、そろそろ抜本的な改革を考えなければいけないのではないかと考えておりました、そんな点もいくつか申し上げようと思っておりましたところですが、資料7を拝見すると、新しい専門部会ということで、都のほうで児童相談所について色々抜本的な議論を改めてされるということなのではないでしょうか。

何か機先を制されたような格好になっておまして、この辺りにしておきますけれども、児童相談所の抜本的改革、どんな形であれ、これから議論をしていただくのであれば私もその議論には大いに期待をさせていただいておりますし、繰り返しになりますけれども、相当の危機感を持って考えなければいけない課題だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。いただいた御意見で、特に前半のほうは文言の修正、追加等もございましたので、それは事務局で受けていただいて考えていただきたいと思ひます。

後半のほうは資料7で準備しておりますので、またそのときに議論をしたいと思ひます。

他にいかがでしょうか。

磯谷委員、お願ひします。

○磯谷委員 磯谷です。57ページの子供の権利擁護のところは、専門部会では議論をする機会がなかったところでした。今後の方向性を拝見すると、例えば養育家庭における子供の権利擁護等について「アウトリーチ型支援を検討します」、その後の子供アドボケイトについても「検討します」。児童福祉審議会についても、「更なる活用を検討します」ということで、具体性に欠けていると言わざるを得ません。

今、国のほうの検討状況を見極めたいというところはあると思ひますから、無理もないところだとは思ひますが、10年間の計画であることからすると、今の段階で「検討します」だけですと、これからこの先、何をしていくのか、見えにくいと思ひます。

す。もう少しどのように展開していくのかが見えるようにしていただけるといいのではないかと思います。

関連して、今、御指摘した57ページから59ページのところは、「子供の権利を代弁する方策」と「児童福祉審議会の活用」の2つに分けて書いてありまして、これはこれで構わないのですけれども、互いにリンクする話だと思っております。例えば子供の意見と児童相談所長の判断が合致しないときには児童福祉審議会を活用できますと言ったところで、実際に子供がひとりでアクションを起こすことは無理ですから、そこはしっかりアドボケイトしなければいけない。おそらく意識していただいているとは思いますが、両方が連動する形で子供の権利擁護に取り組んでいくことがわかるようにしておいていただければと思います。

○松原委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

加茂委員、お願いします。

○加茂委員 加茂でございます。私は女性相談センターに長く非常勤嘱託医として行かせていただいているのですけれども、統計を見たところ、女性相談センターに保護されている子供のことが全然出てこないのではないかとこののをちょっと心配しております。女性相談センターでも年間約500人からの子供を一時保護しているという現状があります。もちろん児童相談所のケースとなることもありますけれども、そうならないケースのほうが非常に多いのですね。

それから、東京都の女性相談センターだけではなくて、民間シェルターに保護されている子供もいますので、少なくとも統計だけは上げたほうがいいのではないかと思います。この子供たちの中には、今、話題になりましたけれども、57ページ以降の権利擁護というところでは、例えばDV加害親との面会交流などで、権利というものが全く考えられないまま経過してしまっている子供たちがいると思いますので、少なくとも統計で焦点を当てていただきたいと希望します。

○松原委員長 これは、事務局から何かお考えはありますか。

○少子社会対策部育成支援課長 現時点では、意見として承ります。検討はいたします。

○松原委員長 ありがとうございます。

白川委員、どうぞ。

○白川委員 里親の支援については非常に充実していると今回の資料を見て思いました。

それと、資料3の28ページに「とうきょうママパパ応援事業」の図がありますけれども、そこに新しい取組として「多胎児家庭支援事業」というものが入っているのはとてもいいと思います。

一方で、多様な家庭環境が今どんどん広がっていて、ひとり親家庭の支援もなされていますけれども、ステップファミリーの問題はどこで扱われているのか、非常に気になったところです。民間の支援はあると思うのですけれども、このような育児支援の中に、

ステップファミリーについて支援をするといったことは今後考えていかれるのかどうかということを非常に思います。

虐待死亡事例の中でも、ステップファミリーでの虐待の事例はとて多いわけですし、自分が産んでいない子供の子育てを熱意を持ってやっても、支援が不足しているところがあって虐待になっていくというところもあると思いますので、ステップファミリーについての支援についてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○松原委員長 ありがとうございます。これも、どこにどう位置づけるかは、また検討していただきたいところだと思うのですが、それでよろしいですか。

他に、御意見いかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 秋山です。33ページの今後の方向性の最初の「○」で、「養育家庭への社会の理解が深まり」というところの記載のとおり、養育家庭の方々が地域で生活をしやすいしていただきたいと思っております。そのためには、地域が養育家庭にどんなサービスや支援ができるのかという視点も記載していただければと思っております。

といいますのは、以前、施設に入所している子供が、保育所で開かれている子育てひろばを利用しようとしたときに、これは在宅の方への支援サービスですので施設のお子さんは御遠慮くださいと言われたという事例があったのです。養育家庭の方々が地域のサービスを使いやすくしていただきたいと思っておりますので、地域のほうが養育家庭に対してどんなサービス、支援ができるのか、その方面からも記載を検討していただければと思っております。以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

大木委員、お願いします。

○大木委員 大木でございます。私も、この社会的養育推進計画の中に、子供・子育て家庭を支えるための取組ということで、とりわけ60ページ以降には区市町村の子供・子育て支援体制の構築に向けた取組として、在宅での子育て家庭に対しての記載を入れてくださっているのはすごく意欲的というか、挑戦的だと思います。そういう意味では、今、秋山委員がおっしゃったように、在宅での子育て家庭に対して区市町村が展開している子育てサービスに、施設に入っている子供たちがもっとアクセスができるということが書き込まれているかと思って読んでいました。

しかし、そうではなさそうなので、その視点について、この計画の中に盛り込んでいただくことも、御検討いただけるといいなと思っております。

それとあわせて、61ページから今後の方向性が書かれているのですが、  
「区市町村」とまとめて書かれていたり、「子育て世代包括支援センター」と書かれていたり、「子供家庭支援センター」と書かれているのですが、切れ目なくというところで、

それぞれ区市町村の中でも連携をしていかなければいけないところがまだうまくつながっていないという点があります。全体に児童福祉のサイドからの連携という視点で書かれているかなと思うので、先ほど出たDVの支援機関やメンタルヘルスの支援機関、もちろん母子保健をやっている保健センターなどの機関も記載し、自分たちにも関わることだということがきちんとわかるように明示的に書いていただいたほうが、関係職種の人たちには読み取りやすいかと思いました。以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

藤岡委員、お願いします。

○藤岡委員 日ごろ、権利擁護のほうで重篤なケースについて検討させていただいているところでございますが、その観点で2つだけ意見を申し上げたいと思います。

1つは、先ほども委員の方々から意見が出ているところでございますが、虐待とDVとの関係性のところで、特に深刻事例の場合は、顕在的なDVだけではなくて、支配関係と潜在的なDVということがケースの中に非常に見え隠れしていて、60ページ、61ページ、62ページにDVと虐待に関すること、それからDV、虐待についての様々な専門性を生かした研修ということで書いていただいて非常にいいなと思いながら読ませてもらったところです。ただ、母と子、父と子、あるいは家庭だけではなくて、夫婦という視点もおそらくこれから更にもっと必要になってくるのではないかと。特に「夫婦支援」という観点を入れていかなければいけないのではないかと感じているので、その辺りは1つの意見として申し上げるところでございます。

それからもう一つ、58ページ、59ページのところです。これも権利擁護を担当していただいている委員の方々も様々な意見をお持ちだと思うのですが、特に子供たちのアドボケイトというところは、児童相談所の職員の方々には非常に丹念に取り上げていただいて、子供の意向を非常に尊重していらっしゃる場所はある、当然なのですが、子供はアドボケイトの中で、状況によって親に気を遣ったりして非常に揺れるというところがあるので、やはり継続的なアドボケーションをしていく仕組みもないと、酌み上げるといふ観点だけでは難しいのではないかと感じているところでございますので、その辺りも、もし盛り込むことができれば盛り込んでいただければということ意見を申し上げるところでございます。以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 これまで8回の専門部会に出て、様々な意見を発言させていただきました。大分盛り込んでいただいておりますけれども、今日まとめということなので、全体的かつ包括的な意見を申し上げたいと思います。

私は3、4年前の専門部会でも同じような発言をしたのですが、どなたかおっしゃっていたように、今回のまとめについて「検討する」ということや「検討が求めら

れています」ということの表現が多くて、実際3年後、4年後、5年後に検討した結果が、どのような実践に結びついたのか、実践したことがどういう成果になったのかということについての、まとめというのですか、「検討する」と提言したことがどう検討されたのか。そういう総括が不十分のような気がします。

東京都は財源等もありながら、広域でこういうこともやると、今回も大きくいろんな取組を出していますけれども、実際としてどれだけの実践ができたかということについてもしっかり総括をしていかなければいけないと思います。政策の数値的な部分は非常に充実しているかもしれないけれども、とくに子供の権利や養育というところの質的な問題はどれだけ達成できたのかということが非常に不透明です。

現在、第三者評価、事業評価もされていて、それぞれのところで、どのような支援が行われているかということのチェック機関もありますけれども、質的な担保という部分も今後していかなければいけないと思います。そういう意味からすると、もう少しこの計画の中にそういうことが盛り込まれるといいかなということをおもいました。

それから、細かい点ですが2点だけ申し上げますと、1点はフォスタリング機関の設置についても、また児童相談所の児童福祉司の増も含めてですが、私どもの社会的養護のグループホームなども今年、国の職員配置基準も大分改善されているようなので、児童福祉関係において職員を増やしていかなければいけないという実態のもとで、なかなか人材の確保が非常に厳しいという実態にあります。いくつか部分的には触れてはいますが、もっと抜本的な人材確保対策を打ち出してもらわないとあるべき論で終わってしまうのではないかという危惧があります。人材確保が今非常に困難な時代ということなので、質的な担保もあわせてですが、人材のところについては確保対策をもう少し具体的に打ち出していきたいということが1点であります。

2点目は、都立施設の今後の在り方について抽象的に言及をされていますけれども、現在を見ると、都立児童養護施設などの定員が十分満たされていないような状況もあります。児童自立支援施設もあわせてですが、これもずっと検討する、検討するで、これまできているような気がしますので、もう少し具体的に都立施設や児童自立支援施設の今後の在り方について、具体的に明記ができないかということが2点目であります。私のほうからは、以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

時間の関係もありますので、最後に部会長を務めていただいた柏女副委員長からもコメントをいただいて、次の議題に移りたいと思います。

○柏女副委員長 ありがとうございます。計画の範囲と計画のローリングの話が随分出ていたと思うので、それについては63ページをご覧くださいと思います。私のほうから言うよりも事務局から言ってもらったほうがいいのかもかもしれませんが、ここに進捗管理の記載があります。この計画は10年計画で5年後に見直しということですが、これは国の通知に基づく計画で、このエッセンスは、この後説明がありますが、法

定計画である東京都子供・子育て支援総合計画の中に盛り込まれていくという形になります。その総合計画のほうは5年計画で3年後に中間見直しをするという形になりますので、当然、そのタイミングでも見直しをするということで、結局10年間で3回の見直しをするということが法定上担保されている形になります。

したがって、それをぜひ実施をしていただいて、そのときに子供・子育て会議だけでやるのではなくて、児童福祉審議会に進捗状況を報告とありますけれども、見直しも審議会でやるというような形のシステムをしっかりとさせていただければ大丈夫かと思っています。

今回、ここで「検討」と書かれているものも、3年後に検討の結果どうだったのかということ踏まえて、検討の結果こうしますという書き方にしていくことを望みたいと思います。

私からは、以上です。ありがとうございました。

- 松原委員長　たくさん貴重な御意見をいただきました。特に、柏女副委員長も最後に触れられましたけれども、見直しが必要で、そのときに何をどういう基準で見直すかということについてきちんと今から検討しておかないといけない。数値が達成できた、できないだけの話ですと、数値目標を持っていないところはまた検討が続いてしまうという御指摘だったと思います。特に、子供の権利擁護については、盛り込んでいただいたことは評価いたしますが、あまり議論をしておりませんので、今後、実現していくのに何ができるのかということについては少し芽出しをされていてもいいのかなと私も思います。

それから、社会的養護計画ではなくて養育計画なのだからということがあって、在宅での支援を入れていただいた。これも私も非常に評価するのですが、委員の中からは、そうであれば在宅での里親、場合によっては施設の子供たちがそういった支援の恩恵にあずかってもいいのではないか、あるいは、利用者として位置づけられてもいいのではないかというような、非常にドラスティックな御意見も出ましたので、これは中長期的な課題ということで、私も確認をさせていただきたいと思います。

色々ありがとうございました。それぞれの御意見はまだまだたくさんありましたけれども、東京都としても、しっかり受けとめていただきたいと思います。計画のほうにつきましては、本日の御意見も踏まえて最終案を東京都でまとめていただきたいと思います。

それでは、審議事項の(2)に移ります。「子供・子育て支援総合計画及びひとり親家庭自立支援計画の進捗状況について」ということですので、まず事務局のほうから、それぞれの計画の概要について説明をお願いいたします。

- 少子社会対策部子供・子育て計画担当課長　それでは、子供・子育て支援総合計画の改定について、説明いたします。資料5をお手元に御準備ください。

本計画は、福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる子供・子育て支援の総合計画でございます。今、御議論いただきました社会的養育推進計画と、この後、御説明が

ございますひとり親家庭自立支援計画とともに、今年度末までに改定を予定している子供・家庭分野の法定計画となっております。

資料左側の「○」の4つ目にありますように、本計画につきましては、東京都子供・子育て会議におきまして議論を重ねてきたところでございます。そこでいただいた意見を踏まえまして、左下に記載の「施策の方向性」にありますように、保育サービス、学童クラブ、母子保健施策などの推進に向けて様々な事業に取り組む内容となっております。

右側、「計画の理念」として3つ掲げております。1つ目としまして、全ての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。

2つ目としまして、安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。

3つ目、社会全体で、子供と子育て家庭を支援するという形になっておりまして、これらの理念は現行計画から引き続き、今回の改定におきましても理念として掲げていくものでございます。

その下に「改定計画のポイント」を掲げてございます。《目標値の設定》としまして、保育サービス利用児童数を3年間で4.2万人分増、学童クラブ登録児童数を5年間で1.6万人分増と掲げる予定でございます。これらの目標値につきましては、区市町村調査結果をもとに設定しているものでございます。

その下の《具体的な取組》ですが、計画全体としましては、15局355事業が記載される予定でございます。主な事業としまして、令和2年度新規拡充事業を中心にピックアップしていくつかをお示しをしているものでございます。

なお、この中の最後の「○」にございますように、本計画は、子供・子育て支援の総合計画でございまして、社会的養育推進計画及びひとり親家庭自立支援計画において定める取組を包含する形でつくられるものでございます。

最後に今後の予定ですけれども、他の2計画と同様に、今後パブリックコメントを実施しまして、今年度末、3月末までに確定をし、公表する見込みでございます。

子供・子育て支援総合計画の説明は以上です。

○少子社会対策部育成支援課長 引き続きまして、育成支援課長より、ひとり親家庭自立支援計画につきまして御説明をいたします。資料6をご覧ください。

こちらの計画につきましても、左側の1つ目の「○」にございますとおり法定計画でございます。

2つ目の「○」にございますが、ひとり親家庭が安定した就労と生活の下、子供を健全に育てることができるよう、都におけるひとり親支援の基本理念や、具体的方策を定める計画でございます。

平成13年にひとり親家庭就労支援計画、平成17年にひとり親家庭自立支援計画が策定されて以来、現行の計画が第3期となっております。現在第4期の計画の策定に

向けて、東京都ひとり親家庭自立支援計画策定委員会で、5月から12月までの間、計5回の審議をいただきまして、これらの御意見なども参考にしながら計画案を策定しているところでございます。

「計画期間」は、この真ん中にございますとおり、令和6年度までの5年間でございます。

「改定に当たっての視点」としては、これまでの計画を基本的に引き継いでおりまして、5つ目として母子生活支援施設の活用促進ということで、こちらのほうも特出しをしているところです。

右上に「計画の理念」がございます。3つございまして、1つ目が、ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る、2つ目が、ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する、3つ目が、ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備するということで、ひとり親家庭に関する計画の理念を定めております。

その下に「具体的取組」を記載してございますが、4つの施策分野を柱として、ひとり親家庭への支援を推進するというところで、5局84事業が記載される予定でございます。

具体的には、1つ目の「相談体制の整備」というところでは、多摩地域に新たな相談拠点を設置し相談体制を拡充するなどの取組をしていくという方向性でございます。

2つ目の「就業支援」でございますが、ひとり親のライフステージを踏まえて、個別的・継続的なキャリアアップを支援していくものでございます。

3つ目の「子育て支援・生活の場の整備」というところでは、母子生活支援施設の支援力向上に向けたガイドラインの作成等を予定しているところでございます。

4番目の「経済的支援」としては、養育費の安定した取得に向けて、ひとり親家庭への養育費の立替保証を実施する区市町村への支援などを検討しているところでございます。

先ほど説明にありましたとおり、こちらも他の計画と同様、1月末からパブリックコメントを実施し3月末に公表する予定となっております。

ひとり親自立支援計画の説明については、以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。それぞれの計画については、子供・子育て会議の計画策定推進部会、もう一つは、ひとり親家庭自立支援計画策定委員会において議論を行ってきたところですが、本審議会の委員の方々にもぜひ御意見を伺いたいという事務局の御要望がございますので、御意見を伺いたいと思います。御質問でも結構でございます。いかがでしょうか。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員 資料5のほうで御質問させていただきたいのですが、保育サービス利用児童数の目標が3年間で4.2万人分増ということなのですが、これはどういう根拠で出された目標値なのでしょうか。

というのは、この3年間の実績は、2017年から言うと、1.6万人、1.6万人、1.5万人で増えていまして、今回の目標値4.2万人を3で割ると1.4万人ですので、この3年間はペースダウンして平均1.4万人分増でいくという数字なのですが、これは何か根拠があるのですか。つまり、この3年間で、1.4万人でならしても、待機児童がゼロになるというような何か試算があつてのこういう結果なのか、どういう根拠があるのか、お伺いしたいのですけれども。

○少子社会対策部保育支援課長 区市町村が需要と確保方策を見込んでございまして、それをベースに我々はこの4.2万人という目標値を出しています。これに対する確保方策によって、待機児童を発生させないようにしていくというような数値になっているところでございます。これまで認可保育所の整備を進めてきていまして、その中で定員数についてはかなり増えているようなところもございまして、少し空きが出ている部分がございますので、空きの部分の活用とこの整備をあわせて保育サービス利用児童数に対する対応をしっかりとっていくという考えでございます。

○松原委員長 どうぞ。

○鈴木委員 よくわかったのですけれども、何か科学的な根拠はあったほうがいいのではないかと思います。各区市町村に聞いて、こういう数字を挙げてきたからというもの、それは確かにそうかもしれないのですけれども、区市町村が何か根拠があつて、それを挙げているかどうかというのは非常に怪しいところで、区市町村ができることを挙げている可能性がありますので、一方でそういう調査や研究みたいなものもやっておいたほうがいいのではないかと思います。

確かにこれまで随分増やしているところもあつて、空きも出ている認可外保育施設などもたくさんございますが、トータルとして足りているかどうかかわからないですね。そういう意味では、別途分析みたいなことがあつて、これで何とかなるとか、そういうことが背景としてあれば、都民としても納得感があると思います。区市町村に聞いたものが、それが必ずしも根拠のあるものではない可能性があるもので、別途そこは分析していただきたいと思います。

確かに空きが結構あるのですね。ミスマッチがありますので、逆にそのミスマッチをどう解消するか。一方で、すごく空いているところと、そうではないところがあつて、そこをどう調整するかとか、そういう議論にもつながりますので、ここはしっかり根拠を詰めておいたほうがいいのではないかと、という意見でございます。ありがとうございました。

○松原委員長 他にいかがでしょうか。どうぞ、武藤委員。

○武藤委員 ひとり親家庭のほうでもよろしいですか。

○松原委員長 どうぞ。

○武藤委員 ひとり親家庭の自立支援計画なのですが、「改定に当たっての視点」の5番のところに「母子生活支援施設の活用促進」とあり、その具体的な取組が、右側のほう

の「課題を有する母子への支援」ということで、母子生活支援施設の広域入所促進とガイドライン作成とあるのですが、この2つだけなのでしょう。ニーズは高いのに利用が伸び悩んでいるということも聞いたものですから、促進をするのであれば、もう少し抜本的な対策を講じる必要があるのではないかという意見です。この対策について、この資料は概要だけで、詳しく入っていないので、もう少し聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

○松原委員長 いかがでしょう。

○少子社会対策部育成支援課長 確かにおっしゃるとおりで、母子生活支援施設の入所率が大体70パーセント台というところがございます。

秘匿性がありますので、そういった意味でPRの仕方もなかなか難しい。一方で、施設の中には地域の子育て支援ですとか、そういったことになり頑張っている施設もありますので、そういったものがなかなか共有されないといったこともございますので、この支援力向上に向けたガイドラインは、先ほど武藤委員がおっしゃっていただいたようなことだけではなくて、母子生活支援施設の色々な地域での支援、機能といったものについても、施設の中で共有を図って、それを参考にして積極的な取組をしていただくというようなことにもつながるものと考えておりますので、そういったものが1つあります。

あとは、広域入所につきましても、入所率が伸び悩んでいる部分の1つとしては、特にDV被害とか、そういった方については、広域的な入所が重要なところでございますが、区部のほうで今なかなか進んでないところがありまして、一方で、特別区の中ではそういったものについても御検討いただいているというように聞いていますので、そういったものもこちらでしっかりと踏まえながら、諸施策について反映をさせてもらいたいと思っております。以上です。

○松原委員長 他にいかがでしょう。

大木委員、どうぞ。

○大木委員 大木です。2つあります。

1点目は子供・子育て支援総合計画のほうなのですが、現行の総合計画は母子保健のところは薄くて、以前、質問をしたときには、区市町村が中心であるということが前提であるという御回答だったのですけれども、今、死亡事例の検証をやっている、自治体を越えて、里帰りであるとか、転居であるとか、地域のサービスからこぼれてしまう事例が少なからず上がってきています。そういう意味でも、母子保健については各区市町村が基本自治体としてやっていますけれども、広域行政としての母子保健に対する役割についても検討していただけるといいなと思ったり、そういうことが東京都の総合計画にも上がってくるといいなと思ったりしています。

それからもう一つ、ひとり親家庭の自立支援計画ですが、子供の貧困率がひとり親家庭は50%を超えるというような状況にあって、経済的な支援のところというのはひと

り親家庭に対してはかなり重要だと思うのですが、具体的取組の経済的支援のところ、子供の健やかな成長を支える経済的支援はもちろんとても重要だと思うのですが、根拠法令が母子及び父子並びに寡婦福祉法にも基づいていますので、親御さん自身の健康がないがしろになり、一生懸命子育てに邁進して非常に生活困窮に陥っているというような実態を考えると、子供もちろんそうですが、親御さんの健康も支えられるような経済的支援というニュアンスがあるといいなと思いました。以上です。

○松原委員長 それでは、西村委員、泉谷委員で御発言を終えたいと思います。西村委員、どうぞ。

○西村委員 西村です。子供・子育て支援総合計画につきまして、理念のところでは、「全ての子供たちが」ということで、社会的養護が必要な子供のことも含めているというところはわかるのですが、施策の方向性の3つだけを見ると、そうした社会的養護が必要な子供が含まれてないような感じに見られます。大体人がまず見るのは理念と方向性だと思うので、少し方向性の中でも、そういった要素がニュアンス的にわかるような形であれば、全ての子供たちということが強調できるのかと思って御意見させていただきます。

○松原委員長 ありがとうございます。

泉谷委員、どうぞ。

○泉谷委員 泉谷でございます。ひとり親家庭自立支援計画のところ、「改定に当たっての視点」の3番で、「子供の健全育成と将来の自立に向けた支援」という視点が入ってきて、「理念」の中でも、「子供たちの健やかな育ちを支援する」ということが入ってきたのは非常にありがたいと思うところなのですが、具体的取組を拝見させていただいたときに、子供自身が具体的に利用できるサービス等についての教示がこれの中では見えないのですが、何かお考えになっていらっしゃるのかということをお伺いしますでしょうか。

例えば、母子世帯になられたところでの理由がDVであるという家庭が少なからずある中で、実はDVを目撃してきた子供たちへの心理的な支援というのは実際ほとんど行われてないという現状があるかと思えますけれども、そういったことが子供たちの自立に非常に影響を及ぼしているのではないかと思うところがありますので、何か具体的に、子供が利用できるサービスについてお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○松原委員長 御質問なので、もし事務局が今、何かお考えならばお答えいただけますか。

○少子社会対策部育成支援課長 「ひとり親家庭支援センターはあと」のほうでは、生活相談等の中でも、例えば子供にそういった問題・課題があるということであれば、当然その中で受けていくこともあります。

あとは、子供に何か焦点を当てた取組という中では、例えばひとり親家庭生活向上事業というものがございしますが、ひとり親だけではなくて、その子供に対する生活ですか、学習支援等も行っているものもございします。こちらのほうでは、そういったものを

個別具体的には書いてございませんが、そういった視点も当然この中には入っておりますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。貴重な御意見もいただけたと思います。それぞれの計画の中に反映できるものは、ぜひ反映をしていただきたいと思います。

それでは、最後に審議の（３）新たな専門部会の設置について、お諮りをいたしたいと思います。これは、前回の第２回本委員会で柏女副委員長から御提案がありました件になりますが、その後、事務局と検討を進めてまいりました。この新たな審議事項について、実際、今日も色々御意見が出ていて、先手を打たれてしまったという御発言もあったのですが、事務局からまず御説明をいただきたいと思います。

○少子社会対策部計画課長 それでは、計画課長、新倉のほうから説明させていただきます。資料７をご覧ください。「児童相談の在り方等に関する抜本的改革の検討」ということでございます。

資料上段には背景を記載しております。まず、国における取組として、この間、法改正、また緊急対策によりまして、児童相談所や区市町村の体制強化、緊急安全確認、里親委託推進など、様々な取組強化の仕組み、方向性などが示されてきております。

また、都におきましても、今年度４月に施行いたしました児童虐待の防止に関する条例の制定、また、当然児童相談所、区市町村の子供家庭支援センター、これらの更なる体制強化を図ってございます。

また、今回の社会的養育推進計画の検討の中でも、先ほど御説明させていただいた里親養育家庭への委託の更なる促進といったところも大きく今後の取組の方向性として示させていただいているところでございます。

ただ、一方で虐待相談については、いまだ増加の一途をたどっているということ、また、情緒的課題を持つなどケアニーズの高い子供たちも増加をしているところでございます。

こうした背景の中で、「新たな検討」というところでございます。これまで、今日も御審議、御意見をいただいておりますが、社会的養育推進計画、これはあくまでも実施計画でございますので、現行の制度の中での様々な取組を盛り込んでいるところでございます。

ただ、以下のここの視点、「○」を２つ記載していることについても、今後更に検討をすべきではないかといったところでございます。

まず１つ目の「○」でございますが、児童相談所の法的権限の強化、これらはあくまでも虐待が発生して、そこへの対処、対症療法という点では限界も見え始めてきているところではないかというところ、虐待をそもそもなくしていくという観点からの発生予防・重篤化阻止に向けた抜本的改革が必要ではないかという点。

また、２つ目の「○」で、社会的養護につきましても、里親の量の確保と質の向上、先ほどの３７．４％という目標もかなり高い目標値ではあると考えておりますが、あわ

せてケアニーズの高い子供にも対応できるような里親の確保といったことも、同時に図っていくことが必要ではないかといった点。

これらのことにつきまして、諸外国の取り組んでいる例も参考にしながら、現在の法制度等の枠組みにとらわれない形で、将来的に、これは現在、社会的養育推進計画、今後10年間の計画でございますが、更にその先も見据えた形で目指すべき姿ということについて検討いただけないかという点でございます。

これらにつきましては、新たな専門部会を設置いたしまして、4月以降合計4、5回程度専門部会を開催させていただき、年内をまず1つの目途に提言として取りまとめていただきたいと考えているところでございます。

この中で、当然法改正などの取組については、東京都だけでできるものではございませんので、これらについては国への提案という形も行っていきたいと考えておりますし、現行の法制度の中のできる取組については、都として率先して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。新たな専門部会の立ち上げについて御審議いただければと思います。

説明は、以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。現行の体制にとらわれずに、児童相談ということについて改めて検討をしていきたいという御提案でございました。時間が限られていますが、少し御要望、御意見等をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○斉藤委員 都議会厚生委員長の斉藤でございます。大事な専門部会の設置ということで、現場のことをよく知らないで発言することは気をつけなければいけないのですが、虐待の相談が増えているという事実、情緒的課題を持つケアニーズの高い子供が増加しているということに関して、今までは福祉保健的なアプローチ中心でありますけれども、実は現場のほうからは御相談として、医療的な視点というか、お子様が虐待によって受けるダメージ、それが実は外形的になかなか見てとれるような、例えば大きく外から見てけがをしているとか、そういうことだけでなく、脳の中での例えば小さいときの揺さぶりとか、あるいは外的に衝撃を受けたときに医療的な観点からでないとなかなか見てとれないようなダメージを受けているお子様も結構いて、それが例えば教育の現場では、時に発達障害といったカテゴリーに入れられてしまって、その子の身体的なダメージについての目が抜け落ちているのではないかというお声がありました。

これは要望になりますけれども、ぜひ医療的なアプローチ、心理だけでなく、軽度外傷性脳損傷、MTBIといったものの知見を持った医師の方のお話もぜひ射程に入れていただいて、重篤化を阻止する意味では、子供の身体的なダメージについても見ていただきたいと要望させていただきます。

○松原委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

どうぞ、川上委員。

○川上委員 東京都医師会の川上です。今、斉藤委員もおっしゃいましたが、相談などを密にやっているといたときに、問題意識のある方が相談に行く場としての児童相談所もいいのですけれども、保護者の方が、自分がやっていること等が、問題意識はないけれども、はたから見ると問題なのだよねというような部分をいかに救いあげて、虐待に至る前に、何とか軌道修正を図るということが、子供にとって、虐待を受けてしまう前の段階での対応として一番必要だと思うのです。

そういう視点に立ってみますと、今、例えば乳児健診、東京都は3、4か月健診と6、7か月健診、9、10か月健診、1歳半健診、3歳児健診と、飛び飛びであることを考えますと、もう少し細かい、例えば0歳のときであれば、ほぼ毎月の小児科を訪れて身体的なチェックを受けつつ、子供の発育・発達、情緒的課題などを持つ子供の救い上げですとか、保護者の側に、実はそういった情緒的課題を抱えている方もいらっしゃいますので、そういったところへ細かい指導ができる場面が必要だと思います。それから2歳児も現行の制度の中では、健康チェックする場が全くございません。

そういった意味で、誰もがこういう問題を抱えたら、ここに来なさいではなくて、全ての子供が来る場といったものが設置できるかと思えますし、児童相談は何歳までを想定するかですけれども、学校に入ってしまうと、学校保健の枠組みでしか見られなくなっている現状で考えますと、ヘルスチェックといったものを、学校保健ではなく、いわゆる保険制度の中で、乳幼児健診からの続きといった観点で学童期の子供たちに対しての支援システムみたいなものを検討していただけたらいいのではないかと考えております。

○松原委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

どうぞ、藤井委員。

○藤井委員 新たな専門部会については、先ほど申し上げたとおり、大変、時宜に適した取組だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これは具体的にどういう検討をされるのか、多分これから色々また検討されていかれるのだと思うのですが、今、私が思い当たる要望としては、現在の法制度等の枠組みにとらわれないということですから、できれば区市町村との役割分担、あるいは民間との役割分担なども、特に大都市東京でどういう役割分担を整理したらいいのか。もちろん今の法制度上の役割分担はありますのですけれども、それにとらわれことなく、この大都市東京でどんな役割分担をすれば、しっかり現場がいろんな社会資源と連携をとって動いていけるのか、そういう視点からもぜひ御検討いただければありがたいと思ひます。

○松原委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

加茂委員、どうぞ。

○加茂委員 私は、今、児童相談所の方々に親子でやる心理療法などのワークショップも

やっている立場で、今日も実は東京都の児童相談所でそれをやってきたところなのですが、若い心理士たちが情熱を持ってやっつけらっしゃって、子供を見るというのは、子供をたくさん見ている現場なのでよく訓練されているのですけれども、養育者を見る視点がまだトレーニングが足りていないという感じがするのですね。なので、養育者支援ということ、それから大人を見る、親をアセスメントする力をぜひトレーニングするような措置が必要ではないかと思います。

もう一つは、医療の視点が必要だという御意見が先ほどありましたけれども、もちろん脳の器質的なダメージは揺さぶりなどでも起きるわけですが、どなり声を聞くとか、DVの現場を見ること自体も脳の萎縮が起きることは既に証明されているわけなので、重要なのはトラウマケアというところではないかと思います。トラウマを受けて、子供がどのように発達していくのか、それが乗じてどのような大人になっていくのかという視点を持った上での児童相談所の長期的な取組が非常に必要な時期にきていると思いますので、研修などに当たりまして、ぜひその視点を取り入れていただきたいと思います。

○松原委員長 ありがとうございます。

色々御意見伺いたいところですが、時間も迫っておりますので、この委員会として2つ目の専門部会ということになります。新たに児童相談のあり方等について専門部会を立ち上げることに、御承認をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、その上で、参加していただく委員の指名については、児童福祉審議会の委員の中から選ばせていただくことに加えて、テーマに関わりのある臨時委員をお願いすることもあるかと思います。

この件については、私、委員長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原委員長 ありがとうございます。それでは、できるだけ早く「児童相談の在り方に関する抜本的改革の検討」に関する専門部会の具体的な審議を始められるように努めていきたいと思います。部会の委員が決まりましたら、事務局を通じて各委員にもお知らせさせていただきたいと思います。指名を受けましたら、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

それでは、本日の審議はここまでといたしたいと思います。最後に事務局から、今後の日程など、御説明をお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 本日は、貴重な御意見、活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

今後でございますが、社会的養育推進計画、子供・子育て支援総合計画、ひとり親家庭自立支援計画について、基本的には本日お示しした案をベースに、今月末から2月末

までの1か月間パブリックコメントを実施いたします。その上で、本日の本委員会でもいただきました御意見、またパブリックコメントで提出いただきました御意見、これらを全て踏まえまして、3月末の公表を目指して検討を更に進めてまいりたいと考えております。この間、様々な御意見いただきましたことを改めて厚く御礼申し上げます。

また、先ほど御承認いただきました新たな専門部会につきましては、委員長による委員の指名の後、委員の皆様と調整の上、できるだけ早くスタートさせていただきたいと思っております。

なお、次回の本委員会の開催につきましては、委員長、副委員長と御相談の上、また改めて皆様に日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○松原委員長 それでは、今期、第3回目の委員会はこれで終了とさせていただきます。

遅くまでありがとうございました。

閉 会

午後8時31分